## 電気通信大学UEC学域奨学金規程

制定 令和2年1月15日規程第24号 最終改正 令和5年3月14日規程第114号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学UEC学域奨学金(以下「奨学金」という。) に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 奨学金は、理工系分野に強い興味と探究心を持ち、学業成績が優秀で学修意欲に あふれる本学学生へ修学に必要な支援を行うことを目的とする。

(奨学生数及び支援の内容)

- 第3条 奨学生は、情報理工学域昼間コースの1年次から4年次の各年次において原則として男子5名、女子5名とする。
- 2 年額200,000円の奨学金を2期に分割のうえ支給する。
- 3 奨学生の期間は、1年間とする。

(申請資格)

- 第4条 奨学金を申請できる者は、情報理工学域昼間コースに在籍し、次の各号のいずれ にも該当する者とする。
  - (1) 1年次生にあっては一般入学試験を受験し入学した者、2年次生にあっては1年次学業成績のGPAが2.5以上かつ修得単位数が31単位以上である者、3年次生にあっては2年次までの学業成績のGPAが2.5以上かつ修得単位数が62単位以上かつ2年次終了審査に合格している者、4年次生にあっては3年次までの学業成績のGPAが2.5以上かつ修得単位数が93単位以上かつ卒業研究着手審査に合格している者
  - (2) 1年次入学以降、前年度までの在学期間が最短であること
  - (3) 本学の教育活動及び広報活動等に自ら協力し、本学の発展に貢献する意欲のある者
- 2 前項第2号に規定する在学期間には、留学中の期間は含まないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、懲戒歴がある者は申請することができない。 (申請手続)
- 第5条 奨学金の申請を行う者は、本学の指定する期日までに別に定める電気通信大学U EC学域奨学金申請書を学長に提出しなければならない。

(奨学生の選考)

- 第6条 奨学生の選考は、学生支援センター運営会議の提案に基づき、役員会の議を経て 学長が行う。
- 2 奨学生の選考基準は、別に定める。

(奨学生の活動)

第7条 奨学生は、奨学生として決定した以降の1年間(卒業した場合等を除く。)は修 学の妨げとならない範囲において、本学の教育活動及び広報活動等に協力するものとす る。 2 前項に規定する学生の活動に必要な旅費等の経費については、本学の定めるところにより支給する。

(奨学生の身分の取り消し)

- 第8条 次の各号の一に該当する場合は、奨学生としての身分を取り消すことがある。
  - (1) 前条第1項の本学の教育活動及び広報活動等に協力できない場合
  - (2) 休学(海外留学を事由とする場合を除く) する場合
  - (3) その他奨学生としてふさわしくないと学長が認める場合
- 2 前項の場合において、第3条第2項の奨学金に未支給分があるときは、未支給分の支給は行わない。

(担当事務)

- 第9条 奨学金に関する事務は、学務部学生課が行う。
- 2 奨学生が協力する本学の教育活動及び広報活動等に関する事務は、それぞれ該当する 担当課が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和2年1月15日から施行し、令和2年度の入学生から適用する。

附 則 (令和5年3月14日規程第114号)

この規程は、令和5年3月14日から施行する。